

徳島県情報公開審査会答申第180号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成28年9月30日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対して、「H〇.〇月〇日南部総合県民局阿南で県と〇〇自主防災会と協議した協議書及びそれに関する回答等の書類 産業交流部（阿南）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成28年10月14日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成〇年〇月〇日(〇)付け業務報告書」（以下「本件公文書」という。）と特定し、条例第8条第1号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成28年10月27日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年3月30日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は、次のとおりである。

開示した書類に、課内で回した確認印が無いのは可笑しい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、次のとおりである。

1 条例第8条第1号の趣旨について

本号は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

2 本件処分の理由について

本件公文書については、実施機関と協議を行った〇〇自主防災会（以下「本件自主防災会」という。）からの出席者の役職名及び役員名が条例第8条第1号で規定する個人に関する情報に該当するため、その部分を非公開として、本件処分を行ったものである。

また、審査請求人が審査請求の理由としている課内の確認印については押印している。

なお、審査請求人から請求のあった「平成〇年〇月〇日に県南部総合県民局と本件自主防災会との間で行われた協議書類」については、本件公文書以外に何ら作成、取得しておらず、本件処分において保有するものをすべて公開している。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件処分の妥当性について

本件処分の妥当性について、以下、検証する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、平成〇年〇月〇日に、県南部総合県民局阿南庁舎において、実施機関が、本件自主防災会と協議し、当該協議について作成した業務報告書である。

(2) 審査請求人の主張について

審査請求人は、「開示した書類に、課内で回した確認印が無いのは可笑しい」と主張しているが、当審査会で見分したところ、本件公文書の上部に決裁欄があり、そこに実施機関である県南部総合県民局産業交流部（阿南）の職員の印が押されていることが確認できた。よって、審査請求人の主張は認められない。

2 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
-------	-----

平成29年 3月30日	諮問
平成30年 9月 6日	審議（第156回審査会）
10月15日	審議（第157回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

（五十音順）

氏 名	職 業 等	備 考
喜多 三佳	四国大学 経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院 社会産業理工学研究部 准教授	
益田 歩美	弁護士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者
真鍋 恵美子	公認会計士，税理士	